

総合評価方式の主な改正内容について

(H29年6月)

1. ダンピング対策 . . . [ガイドライン]

- (1) 価格評価点の算出方法の見直し
- ・価格評価点を算出する計算式を見直します。
これにより低入札調査基準価格を下回る入札価格については、価格評価点の上昇幅が大幅に減少します。

2. 評価基準の改正について . . . [ガイドライン]

- (1) 評価項目「工事地域精通度」等における金額要件について
- ・「工事地域精通度」で求める金額要件
⇒工事の発注金額に関わらず、一律「2,500万円以上」とします。
 - ・「施工実績（会社）、（技術者）」の同種・類似実績で求める金額要件
⇒原則として、構造・形式、規模、工法等（〇〇造、延長〇〇m以上、面積〇〇㎡等）により要件を設定し、金額要件の設定は行いません。
- (2) 評価項目「ISO」における評価対象の追加
- ・従来のISOに加え「M-EMS」（三重環境マネジメントシステム）も評価対象として追加します。
- (3) 評価項目「優良工事表彰」における評価基準の見直し
- ・同業種の工事ではあるが金額要件（予定価格の2分1以上）を満たさない優良工事表彰について、評価をアップします（0.7点の基準の追加）。
 - ・機械器具等設置で発注する場合の「優良工事表彰」については、他の土木等の工事の評価基準と異なっていましたが、同じ評価基準に変更します。

3. その他の総合評価方式に関する改正 . . . [運用基準]

- (1) 若手育成の取り組み
- ・入札参加資格の「現場代理人」の技術者要件について、若手技術者を配置する場合は、1級を2級国家資格者に緩和
※総合評価方式で技術者要件を「1級国家資格者に限る」とする案件が対象
※若手技術者は、平成29年6月1日現在で満45歳以下とします。
※主任技術者・監理技術者との兼務は不可。

4. 総合評価方式の適用範囲の改正について・・・[運用基準]

(網掛け部分は、今回の改正内容です。)

実施対象規準

対 象 業 種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事	1億円以上
管工事	1億円以上
機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上

※土木一式（上下水道工事）については、予定価格5千万円以上1億円未満の工事からも抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする。

※上記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする

※対象工事は、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適當な場合を除く。

※対象工事の金額は、土木一式工事（水道管工事）は管材費の2分の1、機械器具設置工事（上下水道施設）、電気工事（上下水道施設）は機器費を除く。

※電気工事、管工事については、建築一式工事の分離発注による設備工事を除く。

※電気工事（プラント電気設備工事）については、プラント機械設備工事等と同時に施工する場合は総合評価の対象としない。ただし、プラント電気設備工事単独施工の場合は総合評価の対象とする。